



information

国民年金

こんなとき
こんな届け出が
必要です

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する公的年金制度です。加入者(被保険者)は、就職したときや退職したときをはじめ、次のような機会ごとに届け出が必要になります。

第1号被保険者(自営業者や学生など)が、

● **就職して厚生年金や共済組合に加入したとき**
↓本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

● **結婚、配偶者の就職、本人の収入減などにより、第2号被保険者である配偶者の扶養となったとき**
↓配偶者の勤務する事業所へ提出します。事業所が年金事務所へ届け出をします。

● **第2号被保険者(会社員や公務員など)が、**

● **退職したとき**

↓本人が市役所・町村役場へ届け出をします。

● **退職して、第2号被保険者である配偶者の扶養となったとき**
↓配偶者の勤務する事業所へ提出します。事業所が年金事務所へ届け出をします。

● **第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)が、**

● **就職して厚生年金や共済組合に加入したとき**
↓本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

● **本人の収入増、配偶者の退職、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなったりとき**
↓本人が市役所・町村役場へ届け出をします。

● **必要な届け出を忘れてそのままにしておくと、将来年金が受けられなくなったり減額されたりする場合があります。ご注意ください。**

・ **渋川年金事務所**
☎0279・22・1614

吾妻地域 令和5年度多重債務者 無料法律相談会開催のお知らせ

- **対象者** 県内在住で個人の借金にお悩みの方
- **日時** 令和5年9月2日(土)
- **場所** 長野原町役場
- **受付時間** 午後1時～2時半
- ★ **1週間前までに事前予約が必要です。**

吾妻郡消費生活センター
☎0279-75-1166

おおむね1、2時間かかります。余裕を持ってお越しください。プライバシーは厳守します。

無料法律相談会では、本人の事情をお聞きしながら債務の状況を整理したうえで、法律家への橋渡しを行います。知識と経験を積んだ法律家が法的な解決策や方向性を提案します。

更に、家計再生の見直しや保健師による心的疲労のケア、必要な相談窓口への引き継ぎ等、包括的解決を目指す相談会です。

●消費生活センターは、相談会以外の日でも、多重債務の相談を随時受付けています。

「あなたの悩みを聞かせてね」

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、8月23日(水)から同月29日(火)までの1週間を「全国一斉『こどもの人権相談』強化週間」として、いじめ、体罰、虐待など、こどもの人権に関する相談の取扱時間を延長します。

相談は、電話のほか、SNS(LINE)でも受け付けていますので、こどもの人権に関する悩みごとがありましたら法務局にお聞かせください。

「こどもの人権110番」

全国共通 **0120-007-110**(通話料無料)

※IP電話からは接続できません。

LINEじんけん相談

LINE公式アカウント「SNS人権相談」を友だち登録してください。

QRコード



検索ID

@snsjinkensoudan

受付時間は、月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後7時まで

土曜日と日曜日は午前10時から午後5時まで

対応は人権擁護委員と法務局職員が当たり、秘密は固く守ります。

《お問い合わせ先》前橋地方法務局人権擁護課

☎027-221-4466(代表)担当 須田・奥津

令和5年 調停手続相談会

家庭内の問題(夫婦間の悩みごと・離婚・相続・親子・成年後見・男女間のもめごとなど)や、交通事故・土地建物関係・金銭貸借などで、お困りの方、気軽におたずねください。

調停委員が調停手続のご相談を受けます。

※相談は一切無料、相談された内容については、固く秘密が守られます(予約は必要ありません。)

●日時 9月1日(金)
午前10時～午後3時
●会場 中之条町役場
吾妻郡中之条町大字中之条町1091
☎0279-75-2111

●主催 中之条調停協会
●後援 前橋地方・家庭裁判所

《お問い合わせ先》 中之条簡易裁判所 ☎0279-75-2138

群馬県ふるさと伝統工芸品展を開催します

郷土の自然と生活の中で育まれた「群馬県ふるさと伝統工芸品」を広く周知するため、「群馬県ふるさと伝統工芸品展」を開催します。

- 会期 令和5年10月27日(金)～30日(月)4日間
 - 時間 午前10時～午後6時(最終日は午後4時まで)
 - 会場 群馬県庁 1階 県民ホール(前橋市大手町1-1-1)
 - 入場料 無料
 - 内容 県が指定したふるさと伝統工芸品の展示、即売、制作実演など
- ①展示 熟練の技を持つふるさと伝統工芸士が丹精込めて制作した工芸品を展示します。
 - ②販売 販売コーナーを設置し、手作りの日用品や小物類などの工芸品を販売します。
 - ③実演 職人の優れた技術を間近に見ることができる、制作実演コーナーを設置します。



《お問い合わせ先》 群馬県地域企業支援課 地場産業係 ☎027-226-3358

知っていますか？建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙または退職金ポイントを積み立て、その労働者が建設業界で働くことを

やめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。電子申請方式の活用で、手続きが便利になっております。

ホームページ「建退共」に、制度説明用動画、Q&Aなど建退共制度の知りたい情報が記載されています。

宝くじ
公式サイト

宝くじがネットで購入できる!

宝くじの収益金は、明るく住みよいまちづくりに使われます

宝くじ公式サイト



お問い合わせ先

宝くじコールセンター

TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料)

TEL 011-330-0777 (有料)

吾妻広域町村圏振興整備組合 介護職員の募集について

吾妻広域町村圏振興整備組合では、令和6年度に採用する介護職員を募集します。
(採用日 令和6年4月1日)

●採用予定職種・人員

介護職 若干名

●受験資格

次の①②のいずれかに該当し、それぞれ③④の条件を満たす者。

- ①学校教育法による高等学校を卒業または、令和6年3月卒業見込みの者。
- ②高等学校卒業程度認定試験合格者または、令和6年3月までに合格見込みの者。
- ③介護福祉士の資格のある人、または来春までに資格取得見込みの者。
- ④平成6年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者。

●試験日・内容・会場

●第1次試験(群馬県町村会が実施する県内町村職員採用統一試験)

期日 令和5年9月17日(日)
内容 適性検査及び教養試験
会場 中之条町役場 会議室
(中之条町大字中之条1091番地)

●第2次試験(前試験合格者を対象とする。)

期日 令和5年10月中旬

内容 作文・口述試験(面接)
会場 高山村役場

●受験申し込み期間

令和5年8月1日～8月25日

※受験申し込み書については、組合ホームページからダウンロードできますが、吾妻広域事務局並びに老人ホームに用意していますので、8月1日以降にお渡することもできます。

●申し込み方法

8月1日より申し込み書の受付を行いますので、簡易書留または特定記録郵便での提出か、下記事務局に直接持参してください。(8月25日必着)

●申し込み・問い合わせ先

〒377-0425
群馬県吾妻郡中之条町大字西中之条135番地
(バイテック文化ホール2階)
吾妻広域町村圏振興整備組合 事務局
☎0279-75-4700

詳しくは、吾妻広域町村圏振興整備組合ホームページに掲載しています。<https://www.aga-kouiki.jp/> (または、「あがつま広域」で検索してください。)

県営住宅8月定期募集のご案内

- 入居可能日 当選後、入居資格審査の結果、承認され次第個別に案内します。
- 所在地・間取り・募集戸数・家賃 県住宅供給公社ホームページ(<https://www.gunma-jkk.or.jp/>)をご覧ください。
- 入居資格 現在住宅に困っている方、世帯の収入が一定の金額以下であることなど
※連帯保証人は不要です。
※単身での申し込みができる住宅もあります。
※詳しくは募集案内または県住宅供給公社ホームページをご覧ください。
- 申し込み期間 令和5年8月1日(火)～15日(火)
- 申し込み方法 所定の申し込み書をメールまたは郵送により県住宅供給公社へ提出
- 申し込み書・募集案内配布場所 県住宅供給公社(前橋市紅雲町)、県民センター(群馬県庁2階)、県土木事務所、県保健福祉事務所
- その他 入居者は公開抽選で選定します。
※随時申し込みを受け付けている団地もあります。詳しくはお問い合わせください。

《お問い合わせ先》 県住宅供給公社 住宅政策課
☎027-223-5811 FAX027-223-9808

8月は経済産業省主唱の
電気使用安全月間です

電気は
正しく安全に
使いましょう!



ぼくは安全エシちゃん

一般財団法人
関東電気保安協会
<https://www.kdh.or.jp/>

令和5年 住宅・土地統計調査

10月1日(日)実施

子どもを育てやすい住まいの実現

高齢者が安心して暮らせるまちづくり

〈住宅・土地統計調査はこのような調査です〉

この調査は、「統計法」(国の統計に関する基本的な法律)に基づいた基幹統計調査で、昭和23年から5年ごとに行われ、今回は16回目の調査に当たります。この調査は、全国約340万世帯の方々を対象とした大規模な調査で、調査の結果は、国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、耐震や防災を中心とした都市計画の策定、空き家対策条例の制定などに幅広く利用されています。

だれもが安心して暮らせる明日へ



回答方法

回答はインターネット回答のほか、調査票を郵送または調査員に提出する方法によります。

インターネット回答 郵送で提出 調査員に提出

※この調査ではインターネットでの回答をおすすめしています。

〈個人の情報は守られます〉

統計法では、調査対象者が安心して調査票に記入いただけるよう、調査員を始めとする調査関係者に対して、調査票の記入内容を厳重に保護することを定めています。

- 守秘義務**
調査に従事して知り得た個人や団体の秘密を漏らしてはならない。
- 利用制限**
統計作成の目的以外に、調査票の記入内容を利用したり、提供してはならない。
- 適正管理**
記入された調査票を適正に管理するための措置を講じなければならない。